

J A多目的ローン融資要項（統一版）

1 貸付対象者

- (1) 個人の組合員であること。ただし、地区外に居住する准組合員については、県内に居住し地区内に勤務地を有している（以下、「地区内勤務者」という。）こと。
- (2) 貸付時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満であること。^{（補足）}
また、貸付実行時の年齢が71歳以上の場合、J Aとの既存取引（農産物代金の入金、年金受取、給与振込、定期貯金、定期積金、J Aカードのうち1つ以上）の実績があること。

【補足】

- ・年齢は全て貸付実行（予定）日を基準とする。

- (3) 前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）が次の条件を満たすこと。^{（補足）}
 - a 前年度税込年収が、150万円以上であること。
 - b 新卒の給与所得者で勤続年数が1年未満の場合および親・子・関連会社への転籍者で、転籍後の勤続年数が1年未満の場合は、「月収×15」が150万円以上であること。^{（補足）}
 - c 農林漁業団体職員（別紙「農林年金適用団体一覧」参照）の場合は、前年度税込年収が150万円以上の農業者以外の者も貸付対象とし、新卒の給与所得者で勤続年数1年未満の場合および農林年金適用団体間の転籍者の場合で勤続年数1年未満の場合は、「月収×15」が150万円以上であること。
 - d 転職者（公務員、高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者）の場合、転職後の前年度税込年収（または「前年度税引前所得」）について、勤続年数1年未満等の理由で確認できない場合は、「月収×15」を前年度税込年収（または「前年度税引前所得」）とみなす。

【補足】

- ・前年度税引前所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額のこと。
- ・自営業者については、営業が継続的に行われているか等の確認を行うこと。
- ・子会社とは、他の会社（親会社）が議決権株の過半数を保有している会社のこと。
- ・関連会社とは、他の会社が議決権株を20%以上50%以下所有している会社のこと。
- ・国・地方公共団体が20%以上出資している団体についても転籍先の対象とする。
- ・転籍とは、出向元との雇用契約は終了（退職）し、新たに出向先の会社と雇用契約を締結すること。

【特認事務】

- ・所得証明は公的証明書（給与所得者は住民税決定通知書あるいは課税証明書、自営業者は納税証明書あるいは確定申告書の受付印のあるもの）を原則とするが、農業者は農協発行の所得証明書、給与所得者は健康保険証で勤務先が確認できる場合の企業発行で印字されている源泉徴収票でも可とする。
- ・専従者給与所得および役員報酬は、原則として公的証明書により確認する。

- ・申込金額が200万円未満の場合は、所得証明を不要とすることができる。ただし、給与所得者の場合は、健康保険証等で勤務先の確認ができる場合に限る。
- ・e-Taxを利用した確定申告書を使用する場合は、受付印に代わって受信通知の提出を受け、氏名、所得金額、申告納税額等の項目が確定申告書と一致していること、エラー情報が無いことを確認する。

- (4) 勤続（または営業）年数が1年以上であること。
- a 公務員ならびに高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者については、勤続（または営業）年数が6か月以上であること。^(補足)
 - b 勤続年数が1年未満であっても、新卒の農業者および新卒の給与所得者または年金受給者は対象とする。
 - c 地区内勤務者は、勤務先の住所および現在勤務していることが確認できること。

【補足】

- ・親・子・関連会社への転籍の場合および農林漁業団体職員の農林年金適用団体間の転籍の場合は連続勤務とみなす。
- ・公務員とは、一般職公務員および特別職公務員のこと。ただし、任期のあるものは除く。
- ・高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者とは、医療系国家資格保持者（医師・看護師・薬剤師・獣医師・技師・介護士等）、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士等とする。また、業を営む者には、従事する者を含む。
- ・転職者（公務員および高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者）の場合、転職前後の勤務が連続している場合は連続勤務とみなす。

- (5) 居住実態が確認できること（申出のあった住所の確認ができること。）。農業者以外の自営業者については、本人または同居家族の持ち家であること。

- (6) 信用状況に不安がないこと。^(補足)
- a 自営業者（農業者は除く。）については、自宅に差押え、仮差押え、所有権移転の仮登記または所有権移転請求権の仮登記、予告登記・代位登記・短期貸借権の仮登記または本登記がないこと。
 - b 過去に差押等を受けたことのある者は、原則として貸付対象外とする。

【補足】

- ・信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等がないこと、および個人信用情報機関の情報等を参考にして判断すること。

2 資金使途

組合員が生活に必要なとする資金であり、資金使途・所要金額が見積書（写）、契約書（写）等で確認できること。ただし、負債整理資金、所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金、営農資金および事業資金は除く。^(補足)

【補足】

- ・本ローンの借入にかかる諸費用を資金使途に含めることができる。

【特認事務】

- ・農林漁業団体職員に対し累計で200万円以内または月収（年収÷15）の7か月分以内のいずれか低い金額を貸し付ける場合は、資金使途確認書類の徴求を省略できる。

3 貸付金額

10万円以上500万円以内（1万円単位）であり、次の条件をいずれも満たしていること。ただし、貸付実行時の年齢が71歳以上の場合は200万円以内とする。

- (1) 所要額の範囲内であること。
- (2) 本ローン貸付額、既往の多目的、フリー、マイカー、教育、カード（極度額）の各ローン残高、農協内その他無担保借入金（リフォームおよび富山県農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く）および他金融機関からの無担保借入金の合計額の前年度税込年収（自営業者の場合は前年度税引前所得）に対する比率（以下、「借入比率」という。）が150%以内であること。
- (3) 年間元利金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内であること。^(補足)
 - a 前年度税込年収が150万円以上250万円未満 30%
 - b 前年度税込年収が250万円以上550万円未満 35%
 - c 前年度税込年収が550万円以上 40%

【補足】

- ・農林漁業団体職員に対し累計で200万円以内または月収（年収÷15）の7か月分以内のいずれか低い金額を貸し付ける場合は、借入比率が100%以内であれば、返済比率および年間返済可能額の算出は省略できる。
- ・借入比率の算出式は次のとおり。
$$\text{借入比率} = (\text{本件を含む無担保借入金総額}) / (\text{前年度税込年収または前年度税引前所得})$$
- ・返済比率の算出式は次のとおり。なお、生活資金借入金とは、無担保、有担保を問わず、全ての生活資金とし、事業資金、貯金担保借入および農業関連資金は含まない。
$$\text{返済比率} = (\text{本件を含む全ての生活資金借入金の年間返済額}) / (\text{前年度税込年収または前年度税引前所得})$$
- ・年間返済額には、本ローンの年間返済額のほか、他の借入金の返済額（事業資金、貯金担保借入は含まない。）を加えるものとする。なお、カードローン（約定返済型・随時返済型）の年間返済額は、原則として極度額の2%（万円未満の金額は万円に切上げ。）の12倍とする。
ただし、個別検討し保証が可能とみなされる場合は、実残高をもとに算出することもできる。
- ・所得合算できる連帯債務者がいる場合、税込年収は、その連帯債務者の年収を、全額合算でき、年間返済額については全額合算する。なお、連帯債務者の要件は、貸付対象者に準ずるものとし、借入申込者と同居の場合に限る。
- ・所得合算できる連帯保証人がいる場合、税込年収は、その連帯保証人の年収を、本人の年収の50%を超えない範囲で合算することができ、年間返済額については全額合算する。なお、連帯保証人の要件は、収入が将来にわたり家計に継続的に寄与できる同居の配偶者・親または子（満18歳以上の者）とする。ただし、所得合算は1名に限る。

- (5) 本ローン貸付額、既往の多目的、マイカー、教育、カード（極度額）の各ローン残高、JA内その他無担保借入金貸付額（リフォームおよび富山県農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く）の合計額が1,000万円以内であること。^(補足)
- (6) 本ローン貸付額、既往の多目的、マイカー、教育、カード（極度額）、リフォーム（富山県農業信用基金協会保証付の無担保住宅資金を含む）の各ローン残高、JA内その他無担保借入金貸付額の合計額が1,500万円以内であること。^(補足)

【補足】

- ・他農協でのローン、借入金残高も含める。

4 貸付期間

6か月以上10年（120か月）以内であること。

5 貸付金利

農協所定の利率とし、次のいずれかの金利種類であること。

- (1) 固定金利型
- (2) 変動金利型

6 担保

担保は設定しない。

7 保証

富山県農業信用基金協会の保証が付されていること。^(補足)

【補足】

- ・貸出金の資金使途に住宅関連設備としての太陽光発電システム（売買契約締結あり）が含まれ、連帯保証人を設定する場合、「保証意思宣明公正証書」の可否を判定し、必要と判定した際は、「保証意思宣明公正証書の提出」を受ける必要がある。

8 貸付方法

証書貸付とする。

9 貸付実行日

任意の日とする。

10 元利金の返済方法

- (1) 元利均等返済とし、毎月返済方式、年2回返済方式および特定月増額返済方式^(補足)のいずれかであること。ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、貸付金額の50%以内（1万円単位）であること。
- (2) 返済日はあらかじめ農協が定めた特定の日とする。
- (3) 一部繰上返済は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とする。
- (4) 全額繰上返済は、任意の日に行えるものとする。
- (5) 年2回返済方式は毎月返済方式と比較し、貸出後の期日管理の間隔が長く借入者の信用状況の

変化の把握が遅れる危険性があるため、専業農業者以外については原則として取り扱わない。

【補足】

- ・ 特定月増額返済方式とは、毎月返済方式に加えて6か月ごとの特定月に増額して返済する方式のこと。

11 遅延損害金

農協所定の利率とする。遅延している元金に対して請求する。

12 団体信用生命共済（保険）

顧客の希望により団体信用生命共済（保険）に加入することができる。

13 その他

- (1) この要項に別段の定めがないものについては、この農協の定款、信用事業規程ならびに信用事業方法書および貸出事務手続（統一版）等の定めるところによる。
- (2) 富山県農業信用基金協会の保証に関する事項については、同協会の諸規定等による。

農林年金適用団体一覧

	根拠法律	団体名
1	農業協同組合法	農業協同組合・連合会、農業協同組合中央会、農事組合法人
2	森林組合法	森林組合、生産森林組合、森林組合連合会
3	水産業協同組合法	水産業協同組合（漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合・連合会、共済水産業協同組合連合会）
4	農林中央金庫法	農林中央金庫
5	農業災害補償法	農業共済組合・連合会
6	漁船損害等補償法	漁船保険組合、漁船保険組合中央会
7	土地改良法	土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会
8	農業委員会等に関する法律	都道府県農業会議、全国農業会議所
9	農業信用保証保険法	都道府県農業信用基金協会
10	中小漁業融資保証法	都道府県漁業信用基金協会
11	たばこ耕作組合法	地区たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、たばこ耕作組合中央会
12	漁業生産調整組合法	漁業生産調整組合
13	漁業災害補償法	漁業共済組合・連合会
14	真珠養殖等調整暫定措置法	真珠養殖調整組合・連合会、真珠母貝養殖調整組合・連合会
15	民法	社団法人全国農業共済協会、社団法人中央畜産会、社団法人中央酪農会議、財団法人農林年金福祉団